

## その他障がい福祉関連施策について

### 1 「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」の制定・公布

吹田市議会令和 5 年（2023 年）9 月定例会で議員提案により制定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」を、令和 5 年 10 月 19 日に公布しました（令和 5 年 12 月 1 日から施行）。

・手話が言語のひとつであることへの理解と手話の普及を促進するとともに、障がい者が情報を取得しやすく、視覚や聴覚など個々の障がいに合ったコミュニケーションの手段を容易に利用できる環境整備の推進を目的とし、市の責務や市民・事業者の役割を定めています。

・市は、以下の事項に係る施策を推進するための方針を定め、必要がある場合は条例第 2 条で定義する障害者、学識経験者等に意見を聴くものとしています。

- (1) 手話への理解の促進及び普及に関する事項
- (2) 障害者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に関する事項
- (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保に関する事項
- (4) そのほか必要な事項

### 2 障がい者福祉年金及び難病患者等給付金について

障がい者福祉年金（昭和42年（1967年）事業開始）及び難病患者等給付金（昭和50年（1975年）事業開始）は、これまで、障がい者や難病患者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に実施してきました。

その後の障がい者や難病患者に係る法整備等に伴い、両制度の創設当初と比べ障がい者等を取り巻く状況が変化し、サービスの普及・定着により事業費が年々増加しています。

今後もサービスや施策等の維持・向上を図りながら、障がい者の生活支援や社会参加の促進を安定的に行うには、現金給付からサービス給付へ転換を図っていく必要があると考えており、両制度のあり方について改めて検討してまいります。